

8-9-23

圖書
資料 番

No. 16の39 ①

婦人に対する差別撤廃宣言 (仮訳)

1967年11月7日・第22回国連総会採択

42

前 文

総会は、

国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

世界人権宣言が無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、すべての人に性別による差別をはじめいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言のかかげるすべての権利と自由とを享有することができることを宣言していることを考慮し、

一切の差別の撤廃および男女同権の促進を意図して国連及び専門諸機関の採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また権利の平等に関する進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が依然として存続することに固心なとき、

婦人に対する差別は人間の尊厳及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治的、社会的、経済的、文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であると考え、

社会、政治、経済、文化生活への婦人の偉大な貢献、及び家族とくに子の養育における婦人の役割に留意し、

国の豊かな且つ完全な発展と世界の福祉ならびに平和のためには、すべての分野の男女の最大限の参加を必要とするを確信し、

男女平等の原則に法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え、

厳しゆくは本宣言を公布する。

第 1 条

男子との権利の平等を事実上否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。

第 2 条

婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則および慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し充分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

- (a) 同権の原則は各国の憲法にうたわれ、あるいは法律によつて保証されねばならない。

- (b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准または加入し、完全に実施しなければならない。

第 3 条

偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的その他すべての慣行を廃止する方向に、与論を育成し国民の熱意を同けるために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

第 4 条

次の権利をいかなる差別もなく男子と同等に婦人に保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

- (a) すべての選挙において投票する権利とすべての公選機関への選挙における被選挙権。
- (b) すべての公的の国民投票における投票権
- (c) 公職につき、すべての公務を行なう権利

これらの権利は立法によつて保証されなければならない。

第 5 条

婦人は国籍を取得し、変更し、または保持する男子と同一の権利をもたねばならない、他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによつて、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

第 6 条

1 あらゆる社会の基礎的単位である家族の統一と調和の維持を阻害することなく、既婚または未婚の婦人に対して、民事法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、とくに立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行なわれなければならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

(c) 移動に関する法律について男子と同等の権利

2 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

とくに、

(a) 婦人は配偶者を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によつてのみ婚姻する男子と同等の権利をもたねばならない。

(b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

(c) 両親は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものと

する。

- 3 児童姪及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行なわれねばならない。

第 7 条

婦人を差別する一切の刑法上の規定は廃止されねばならない。

第 8 条

あらゆる形の婦人売買及び婦人の売春摘取とたたかうために、立法をはじめすべての適切な方策が行なわれねばならない。

第 9 条

既婚または未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。

とくに、

- (a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育をうける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件。

- (b) 共学の施設である与否とを問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備。

- (c) 奨学金その他の勉学補助金から利益をうける平等の機会。
- (d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受入れられる平等の機会。
- (e) 家族の健康及び福祉の確保をたすける教育的情報をうける機会。

第 10 条

- 1 既婚または未婚の婦人に対し、経済的、社会的生活の分野において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに
 - (a) 婚姻上の地位その他のいかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育をうける権利、働く権利、職業と雇用の自由な選択の権利、専門的職業をもふくめ職業上の昇進の権利。
 - (b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利。
 - (c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。
 - (d) 男子と同等に家族手当をうける権利。
- 2 結婚または出産の故に婦人が差別を受けることを防止し、これら婦人の実効ある労働権を保証するために、結婚または出産の場合における解雇の防止、元の雇用への復帰の保証を伴う、給付の

ある出産休暇の付与、及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のために、措置が講じられねばならない。

- 3 身体的特性に由来する理由で特定の仕事において婦人を保護するためにとられる措置は、差別とみなされるべきではない。

第 11 条

男女同権の原則は、国連憲章ならびに世界人権宣言の諸原則にしたがつてすべての国において実施されなければならない。

故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の実施を促進するために、全力を挙げるよう促される。

GAa1/1

8-7-77



女性と仕事の未来館



00962853